別添２－２　情報セキュリティ要件一覧〔オンプレミスの場合〕

（業務実施計画書）

○ 受託者は、業務委託契約締結後速やかに、次の事項が記載された業務実施計画書を県に提出すること（内容に変更があった場合は、その都度、速やかに変更後の計画書を提出すること。）。

・受託者（再委託先を含む。）の資本関係、役員等の情報
・本業務の実施体制と各従事者の役割（責任者及び作業者）
・本業務の従事者全員の所属、専門性（資格、研修実績等（情報セキュリティに関するものも含む。））、業務実績及び国籍
・作業場所
・作業の内容とスケジュール
・連絡体制（障害対応等の緊急時を含む。）
・セキュリティ対策実施計画
  ‣ セキュリティ対策の実施体制と役割
  ‣ セキュリティ対策の内容（主に技術的対策）
  ‣ 本業務の従事者全員へのセキュリティ教育・研修の内容とスケジュール
  ‣ セキュリティ監査の内容とスケジュール（第三者が実施する場合は実施機関名も記載）
  ‣ 情報セキュリティに関する認証等を取得している場合は当該認証等の内容
・その他必要な事項

（業務実績報告書）

○ 受託者は、半期ごとに、次の事項が記載された業務実績報告書を県に提出し、その内容について県から説明を求められた場合は、当該内容について詳しく説明すること。

・作業実績（作業日時、作業者、作業内容、作業場所等）
・システムの利用状況（サーバ機器等の稼働状況）
・システム変更管理
・障害・インシデント管理（障害等の発生日時、障害等の内容、障害等への対応（恒久対策も含む。）等）
・問合せ管理（問合せ日時、問合せ者、問合せ内容、回答日時、回答者、回答内容等）
・課題・リスク管理
・「セキュリティ対策実施計画」の実施状況
・その他必要な事項

また、受託者は、障害対応等の緊急時又は県から報告を求められた際には、その都度、速やかに必要な内容を県に報告すること。

なお、県は、提出された「セキュリティ対策実施計画」の実施状況について確認し、その内容が十分でないと認める場合は、改善要求を行うので、受託者は、これに従い改善を行うこと。

（サプライチェーンの過程のおける措置）

○ 本システムは、サプライチェーンの過程において意図せざる変更が加えられないように適切な措置が講じられていること。

（提供された情報の目的外利用等の禁止）

○ 受託者は、県の指示がある場合を除き、本業務を処理するために県から提供を受けた情報を本業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、受託者は、県が承認した場合を除き、本業務を処理するために県から提供を受けた情報が記録された資料等を県の承認なしに複写し、又は複製してはならない。

（提供された情報の返還等）

○ 受託者は、本業務の処理のために、県から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した情報を記録した資料等は、本業務の処理の完了後直ちに県に返還し、引き渡し、又は完全消去するものとし、県の承認を得て行った複写又は複製物については、廃棄又は完全消去しなければならない。

（作業実施時の体制）

○ 受託者は、本システムの変更等の作業を行う場合は、原則として、2名以上で作業し、互いにその作業を確認すること。

（県による監査及び検査）

○ 県は、本業務の実施状況を確認するため、定期的又は随時に、監査及び検査を実施することができるものとする。

（情報セキュリティインシデント発生時の対応）

○ 本業務に関し情報セキュリティインシデントが発生した場合、受託者は、県が実施するトリアージ（検査・分析）、インシデント対応、復旧措置（暫定対応）及び再発防止策（恒久対策）の検討に係る作業に協力すること。なお、県は、必要に応じて、当該情報セキュリティインシデントの公表を行うものとする。